

## (G1) 土木学会出版規程

昭和45年11月27日	制 定
昭和47年12月20日	一部改正
昭和53年5月12日	〃
昭和60年9月27日	〃
平成15年4月25日	〃
平成23年11月18日	〃

### (総則)

第1条 土木学会（以下「本会」という。）が行う出版は、この規程に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において、著作物とは、本会の活動において創作された著作権法第2条第1号に規定された著作物をいう。

2 一般刊行物とは、著作物のうち「土木学会誌」および「土木学会論文集」を除くものをいう。

3 この規程において、著作権とは、著作権法第21条乃至第28条に規定された権利をいう。

### (出版の目的)

第3条 出版は、土木に関する知識を広く一般に広め、土木工学および土木技術の進展に寄与することを目的とする。

### (委員会の設置)

第4条 本会に、出版に関する以下の委員会を設ける。

(1) 出版委員会 一般刊行物の企画・調整および管理を行う。

(2) 土木学会誌編集委員会 土木学会誌の企画・編集および管理を行う。

(3) 土木学会論文集編集委員会 土木学会論文集の企画・編集および管理を行う。

2 前項の各委員会は常に採算性を考慮し、出版に関する予算管理を徹底するものとする。

### (著作権の帰属)

第5条 著作物の著作権は本会に帰属（譲渡）する。

2 本会は著作者の承諾なく著作物を自由に公表することができる。

3 本会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、著作者はこれに同意する。

4 著作者は本会の承諾を得て、当該著作物を使用し、複製し、その内容を公表することができる。

5 受託研究に係わる著作権は、受委託契約に定めるところによるものとする。

6 一般刊行物を絶版した場合、その著作権の取扱いは、本会と著作者が別途協議するものとする。

### (著作者の責任)

第6条 著作者は、自己の著作物に対して責任を負うものとし、著作物の内容に関し、他の著作権の侵害、名誉毀損等を生じたときは、その責任を負うものとする。

### (合著者の代表)

第7条 2人以上の合著作の場合の著作物の著作者は、その代表者を選出するものとし、その代表者が本会と著作権の譲渡に関する覚書を交わすものとする。

### (著作物の利用に対する許諾)

第8条 第三者から著作物の利用について許諾を求められたときは、本会は別に定める規則に従い、許諾の可否を決定することができる。

2 前項により許諾をする場合、別に定める規則に従い、本会は利用者に対し適当な対価を請求することができる。

**(出版権の譲渡)**

**第9条** 本会が著作物の出版権を第三者に譲渡する時は、出版委員会の議を経て理事会の承認を得たのち、本会と当該第三者との間に契約書を締結するものとする。

**(印税)**

**第10条** 本会は著作物の著作者に対して、別に定める規則に従い印税を支払うことができる。

**(出版の会計)**

**第11条** 「土木学会誌」および「一般刊行物」は、土木学会会計規程第6条に定める会計区分のうち、調査研究事業で取り扱い、「土木学会論文集」は、評価・資格事業で取り扱うものとする。

**(出版の取扱)**

**第12条** 出版企画の承認、頒価の決定および増刷の手続き等、出版の取扱いは、別に定める規則によるものとする。

**(委員会規則)**

**第13条** 本会は、この規程の適切な運用を図るため、第4条に定める各委員会の規則を定めるものとする。

**(規程の変更)**

**第14条** この規程の変更は、理事会において行う。

**附則** この規程は、昭和45年11月27日から施行する。

**附則** この変更規程は、昭和47年12月20日から施行する。

**附則** (昭和53年5月12日 理事会議決) この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。

**附則** (昭和60年9月27日 理事会議決) この変更規程は、昭和60年9月27日から施行する。

**附則** (平成15年4月25日 理事会議決) この変更規程は、平成15年4月25日から施行する。

**附則** (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。